

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社豊和銀行（証券コード:8559）

【据置】

長期発行体格付	BBB-
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 大分県に主要営業基盤を置く資金量約 5,700 億円の第二地方銀行。県内の預貸金シェア（預金はゆうちょ銀行除く）は 1 割程度を維持している。与信費用は低位に抑えられているが、基礎的な収益による損失の吸収力が弱いこと、資本の充実度に改善の余地が大きいことが格付を制約している。一方、公的なサポートが信用力を下支えすると JCR は考えており、格付は据え置きとしている。基礎的な収益は増加に転じつつあり、今後も与信費用を抑えながら収益力を回復していくことが課題である。
- (2) コア業務純益は 17/3 期に大きく落ち込んだ後も減少が続き低水準にあるが、21/3 期第 3 四半期累計では増益となった。主因は経費の減少だが、貸出金利息も僅かながら前年同期比増加に転じている。コロナ禍で企業の資金需要が高まったことも後押ししているが、地元企業に対する経営改善支援に注力してきたことが引き続き成果に結びついており、関連融資は順調に拡大している。今後も収益性の高い貸出金を増やし、コア業務純益の水準を継続的に回復できるか注目していく。
- (3) 再生支援の取り組みなどから大口与信先の不良債権処理が収束し、与信費用は 18/3 期以降低水準にあり 21/3 期第 3 四半期累計は戻入超過となった。ただし、金融再生法開示債権比率は 20 年 12 月末で 4%強と比較的高い水準にあり、総与信に占めるその他要注意先債権の比率も高い。コア業務純益の水準が低いいため、大口先でなくともランクダウンなどが多少重なっただけで与信費用を吸収できなくなる可能性がある。また、ミドルリスク先への貸出が多いことからコロナ禍での景気低迷によるランクダウンが増えやすいと考えられることも踏まえ、与信費用の動向には引き続き注意が必要である。従来から有価証券運用にかかる金利リスクや価格変動リスクは小さい。投資信託の残高を増やす方針ではあるが、債券型が中心であり金額もさほど多くないためリスク量の増加は限定的とみられる。
- (4) コア資本比率は改善傾向にあり、20 年 12 月末で 9%弱を確保しているが、公的資金などを除いた調整後でみると低い水準にとどまっている。与信費用控除後の収益力や配当負担を踏まえると、今後も内部留保の蓄積により資本水準を一段と改善するには時間がかかると考えられる。

（担当）阪口 健吾・古賀 一平

■格付対象

発行体：株式会社豊和銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年2月16日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社豊和銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル